

## 供述聴取に関連する各論点のまとめ

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
<p>供述聴取時の 弁護士の立会い</p> <p>（ 供述聴取時に 随時弁護士に 相談できるこ と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被調査者たる供述人が、供述聴取において、自ら有する権利（回答義務の有無等）や供述内容の法的効果（調書の具体的な表現が法的に持つ意味）、法的な疑問について、弁護士に確認し法的助言を求めることができるようにすること</li> <li>供述人が、弁護士に助言を求めることができることにより、供述人自身の防御権が確保されているとの安心感を持ち、聴取の圧迫感を軽減させること（これにより、公取委に対して協力的態度を採ることが可能となること）</li> <li>審査官が準備したストーリーに沿うような誘導的質問等の不当な取調べがなされることを防ぐこと</li> <li>供述調書の任意性及び信用性を確保し、その後の手続において争点となることを防ぐこと</li> <li>海外事業者の調査への協力を得ることによる国際事案の実態説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者を弁護するための弁護士が立ち会うこととした場合、供述人たる従業員は、事業者からの圧力を感じたり、供述内容を会社に知られることを懸念したりして萎縮し、事実を供述しなくなってしまうおそれ</li> <li>事業者ではなく供述人たる従業員を弁護するための弁護士が立ち会うこととした場合でも、事業者が費用を負担すれば上記と同様のおそれ。また、従業員が費用を負担する場合でも、社内処分を回避するために違反に係る事実を供述しないことが利益となる現状では、弁護士もそのように助言することになるため、従業員から自らの経験に基づく供述を得られなくなってしまうおそれ</li> <li>弁護士が不当に介入することにより、円滑な聴取が妨げられてしまうおそれ</li> <li>従業員の供述聴取に立ち会った弁護士を通じて、他の従業員との間で供述調整（口裏合わせ）が行われるおそれ</li> <li>弁護士の立会いは中小企業にとっては金銭的に難しく、大企業と中小企業を差別化するおそれ（中小企業間でも不公平が出るおそれ）</li> <li>同時に多数の関係者から供述聴取を行うことが多い独占禁止法事件では、弁護士の日程に合わせて調整すると事件審査が著しく滞るおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策</li> <li>中小企業や個人事業主について指摘される問題</li> <li>指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性（調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等）</li> <li>他の行政調査手続（金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの）における質問時、刑事手続における取調べ時に弁護士の立会いを認めていないこととの整合性</li> <li>米国及び欧州との比較（供述聴取時に弁護士の立会いが認められているか、立証における供述調書の位置付け（客観的証拠による立証の可否）、要証事実、立証水準等）</li> <li>立会いの範囲（全聴取過程か、又は読み聞かせ・署名押印時等の一部か）</li> <li>弁護士の立場（事業者を弁護するための弁護士か供述人たる従業員を弁護するための弁護士か、弁護士費用の負担者）</li> <li>立ち会う弁護士の役割（不介入、消極的介入、積極的介入等）</li> <li>弁護士の立会いが可能であることの告知の要否</li> <li>任意の供述聴取と審尋との差異</li> </ul>

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
録音・録画等による供述聴取過程の事後検証可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(供述聴取時における弁護士の立会いが認められない場合において) 審査官による誘導的質問や先入観に基づく誤導による聴取が行われていないかを事後的に検討可能であること</li> <li>・供述調書の任意性及び信用性について、その後の手続において争点となることを防ぐこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供述人たる従業員が、会社や上司をかばって供述しなくなることで、報復人事、共同行為者からの報復や将来の取引への影響等を懸念して、供述しづらくなるなど、録音・録画により供述人が萎縮してしまい供述しなくなってしまうおそれ</li> <li>・(調査中の段階で録音・録画情報を開示可能とした場合には) 他の従業員との間で供述調整(口裏合わせ)が行われるおそれ</li> <li>・調書化しないことを前提(条件)として供述を促す手法が採れなくなり、実態解明機能が損なわれるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘される懸念(萎縮効果等)が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> <li>・他の行政調査手続(金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの)で録音・録画を実施している例はないこと、及び刑事手続において録音・録画の対象となっているのは身柄拘束事件の一部であることとの整合性</li> <li>・録音・録画の方法(実施主体、録音・録画の別等)</li> <li>・録音・録画の範囲(全聴取過程か、又は読み聞かせ・署名押印時等の一部か)</li> <li>・任意の供述聴取と審尋との差異</li> </ul>
供述調書作成時における供述人への供述調書の写しの交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(供述調書の記載内容を細部まで記憶しておくことは事実上不可能であり、) 供述聴取とほぼ同時に供述調書の内容を検証し、弁護士に効果的な助言を求めることができること</li> <li>・(公取委の審査がどの範囲で行われているかを検証し) その後の手続において必要十分な防御を尽くすことができるようにすること</li> <li>・供述人が自己の供述内容を確認し、誤りや不適切な点等があれば適時に是正できること(それ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供述人が供述内容を会社に知られることを懸念(=萎縮)して事実を供述しなくなるおそれ</li> <li>・他の従業員との間で供述調整(口裏合わせ)が行われるおそれ</li> <li>・事業者がその従業員の供述内容を監視する効果を有し、従業員が自由に供述することの妨げになるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策</li> <li>・指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> <li>・他の行政調査手続(金融商品取引法及び国税通則法に基づくもの)における質問時、刑事手続における取調べ時に調書の写しの交付を認めていないこととの整合性</li> <li>・米国及び欧州との比較(供述調書の作成時に写しの交付が認められているか、立証における供述調書の位置付け(客観的証拠による立証の可否)、要証事実、立証水準等)</li> </ul>

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
	<p>により実態解明に資すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供述調書に記載の内容が、供述したとおりとなっているかどうかを検証できるようにすること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年改正法において処分前手続開始時に調書の閲覧・謄写が認められていることの意義・目的</li> <li>・ 任意の供述聴取と審尋との差異</li> </ul>
<p>供述聴取時における供述人による供述内容のメモの録取</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (供述調書の記載内容を細部まで記憶しておくことは事実上不可能であり、) 事後に自らの供述内容を検証し、弁護士に効果的な助言を求めることができること</li> <li>・ 供述調書が作成されない場合にも、メモにより供述聴取の内容を記録化できるようにすること</li> <li>・ 供述人が自己の供述内容を確認し、誤りや不適切な点等があれば適時に是正できること(それにより実態解明に資すること)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供述人はできる限り詳細にメモを取ろうとすることが予想され、メモの作成に気を取られて審査官の質問に真摯に対応しなくなるとともに、メモの作成のために頻繁に供述聴取が中断されることとなるおそれ</li> <li>・ メモと称して一言一句を記載することとなり、当該メモにより他の従業員との間で供述調整(口裏合わせ)が行われることが容易になるおそれ</li> <li>・ 事業者がその従業員の供述内容を監視する効果を有し、従業員が自由に供述することの妨げになるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利益相反の内容とそれが生じる場合の解消策</li> <li>・ 指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性(調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等)</li> <li>・ 刑事手続における取調べ時にメモの録取を認めていないこととの整合性</li> <li>・ 米国及び欧州との比較(立証における供述調書の位置付け(客観的証拠による立証の可否)、要証事実、立証水準等)</li> <li>・ 任意の供述聴取と審尋との差異</li> </ul>
<p>立入検査当日の供述聴取の不実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査後、早急に事実関係を確認し、もし違反行為が発覚すれば、速やかに課徴金減免申請を検討する必要があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査当日は純粹に供述人の記憶に基づく供述を期待できる機会であり、事後の聴取では十分な供述が得られず、実態解明機能を損なうおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査当日に供述聴取を受けた会社と受けなかった会社との間で、課徴金減免制度を利用できるか否かに差異が生じる可能性(立入検査当日の社内調査に対する公取委の一定の配慮で足りるか)</li> </ul>

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
<p>供述聴取の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的資源の乏しい中小企業にとっては、同一人に対する長時間・長期間の聴取は過度な負担となっている現状を改善すること</li> <li>・「公取委のストーリーをなぞった調書が作成されている」「公取委が希望する調書に署名するまで何度も呼び出される」との指摘について改善される必要があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な聴取を行うことができず、実態解明機能を損なうおそれ</li> <li>・否認する供述人に対して十分な説得が行えず、実態解明機能を損なうおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法審査手続における供述調書の位置付け（客観的証拠による立証の可否、要証事実、立証水準等）</li> <li>・指摘される懸念が解消されない場合の方策及びその実現可能性（調査妨害への制裁強化、裁量型課徴金制度の導入、和解手続・確約手続の導入等）</li> </ul>
<p>黙秘権・自己負罪拒否特権の認容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯則調査の対象に移行する可能性があることから、行政調査においても認める必要があること</li> <li>・課徴金について、準刑事的な性質があり、金額も大きいことから、刑事手続と同様に認める必要があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間接強制の担保は効果がなくなり、違反行為に係る供述は拒否されることとなるため、実態解明を行うための事実在即した供述を得られなくなるおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が刑事責任を問われないこととの関係</li> <li>・最高裁判決において（税法分野の質問検査につき）憲法第38条第1項の保障は及ばないとの判断が示されていることとの関係</li> <li>・米国及び欧州との比較（自己負罪拒否特権の有無、特権を無効化したり放棄させたりする仕組みや調査協力を促す仕組みの有無）</li> <li>・犯則調査における公取委内のファイアーウォールの信頼性</li> </ul>
<p>公取委におけるチェック体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（審査に関するトラブルの指摘や改善要望が出されていることを踏まえ）公取委において調査手続上の問題が生じないようにする必要があること（これにより、独占禁止法の運用に関する信頼性の向上に資すること）</li> </ul>		

項目	求める目的・理由	懸念事項	考慮・検討すべき事項
任意の供述聴取における審査官の対応に対する異議申立手続の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な調査が行われた場合に、当該状況を速やかに改善する必要があること（これまでは、弁護士から都度公取委に苦情を伝えて改善を申し入れてきたが、これを制度化するもの）</li> </ul>		
供述聴取に関する制度・運用についての知識の共有等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（供述人の法律知識が乏しく誤認する、権利主張ができないなどの場面も少なくないことを踏まえ）供述聴取に関する不明点を供述人に分かりやすく説明すべきこと</li> <li>・（供述聴取に関する事項を含む）公取委の審査手続に関するマニュアルを公表すべきこと</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査手続の基本的な指針を公表している省庁もあること</li> <li>・ 米国及び欧州との比較（マニュアルの開示の有無、開示されているものの記載内容）</li> </ul>